

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
1		共通案分率 25%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	事務所面積が建物全体の50%×50%=25%	
	112,403×25%=28,100円	
	330円は振込手数料	
	事務所賃借料(4月分)	
	備考	

振込・送金明細

おたけ 様

現在時刻 2023年5月16日 14:27

状況	当行受付完了
振込日	2023年4月30日 振込
振込先口座	XXXXXXXXXX
振込金額 (手数料)	112,073円 (手数料330円)
受付日	2023年4月30日 受付
依頼人	おたけ 様
出金口座	XXXXXXXXXX
受取人	XXXXXXXXXX
利用ポイント数	-
利用サービス	振込
利用端末	パソコン

三井住友銀行

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2021年6月21日 8:17
宛先: 中田 英一
件名: パナテクノ [REDACTED] です。

中田 英一 様

いつもお世話になり誠にありがとうございます。

【水道料金の御案内】

(所在) 三田市相生21-12建物

この度、水道基本使用料金が2回分(4月1日、5月28日お支払い分)未納となっておりますので、ご案内させていただきます。

尚、今月末(7月分賃料)のお支払い分より、月々均等払いにてご精算お願い申し上げます。

つきましては、今末日お支払金額は、8294円+11,2073円=120,367円となり、以降の賃料及び水道基本使用料金込み価格は、

毎月112,073円となりますので、よろしくお願いいたします。

何卒よろしくお願いいたします。

パナテクノ株式会社

[REDACTED]

入居中の補修項目

借入居中の補修等に関し、下記内容については、借主の負担で修理及び取替等の処理をして頂きますので、ご了承

項目	内容	項目	内容
壁・床・間仕切り	表替	風呂周り	(浴槽) 水栓及び鎖
畳	貼替	(風呂釜)空焚き等過失の場合	修理・
障子・襖	はめ替	(排水トラップ)目皿及びわん	修理・
障子の破損	部分貼替	台所周り	修理・
過失によるタイルの破損		(流し)トラップ周り部品	部分貼
外回り建具		(過失によるタイルの破損)	調整
(木製)	修理・取替	(戸棚)扉の建具	修理
付属金属・錠・レール・その他付属用品		付属部品	
(鋼製及びステンレス製)	修理・取替	電気設備	
付属金物・錠・その他の付属用品		各種プレート・スイッチ・コンセント	修理
(アミル製)	修理・取替	チャイム	修理
付属金物・錠・戸車・ビート	修理・取替	照明器具	換球
その他の付属用品	取替	給湯器の部品	修理
(網戸の破損)		台所・風呂・便所の換気扇	修理
洗面所周り	修理・取替	給排水・ガス設備	
(配管)故意、過失による漏水、詰り	修理・取替	排水の詰り・水道のパッキン	修理
(陶器及びゴム栓・鎖)	調整	ガスのゴム管及び留め金	修理
(戸棚)扉の建具	修理・取替	冷暖房機の部品	修理
付属金物		部品・その他	
便所周り	修理・取替	(棚・吊り戸棚・下駄箱・郵便受け	修理
(配管)故意、過失による漏水、詰り	修理・取替	牛乳受け等の付属部品)	
(便器)便座・便がた・蝶番	修理・取替	(カーテンレール及びランナー)	修理
(フラッシュバルブ)			
ハンドル・パッキング・その他の部品	修理・取替		
(ロータンク)レバーフロート			

退去のときは3ヶ月前に下記届出書をfax・郵送又はご持参下さい。

山本土地建物 TEL 079-563-0717/FAX 079-563-0718(〒669-1512三田市高次1丁目5)

※電気・ガス・水道及び家財総合保険等解約の手続きは、直接(関西電力等)ご連絡願います。

解約通知書

通知年月日 年 月

物件名 号室

借主 氏名
 新住所
 TEL
 携帯

※返還金予
 預り数金
 返還金

借主様振込先※保証金(敷金)返還先

(振込料は借主負担になります)

銀行		支店
当座・普通	口座番号 No.	
フリガナ		
名義人		

借主 は、賃貸借契約を解除し、 年 月 日に明渡す事を通知し、確実に履行することを確約致します。(年 月分迄の家賃を支払います。)

万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず私の遅延によって発生した損害は賠償します。 尚、退去日・引越完了時間が分かりましたら山本土地建物までご

(注) 退去時に賃料の日割精算は行われず3ヶ月分のお支払となりますのでご確認下さい。

不動産賃貸借契約書

物件名 相生町店舗一棟貸(1階・2階部分)

契約日 2019年10月1日

賃貸借期間 2019年10月1日

2021年9月30日

貸主 パナテクノ株式会社

借主 中田 英一

山本土地建物

TEL 079-563-0717

FAX 079-563-0718

重要事項説明書(建物賃貸借用)

中田 英一 様

2019年 月 日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願い致します。

取引態様 (法第34条2項) 仲介(媒介)



建物の表示			
地(住居表示)	〒6691526 三田市相生町21-12		
物名称	相生町店舗	号室	一棟貸(1階・2階部分)
貸借面積	90.78㎡(1階44.99㎡2階45.79㎡)	使用目的	飲食店
類	店舗・居宅		
造	木造瓦葺 2階建1・2階部分		
通	神鉄三田本町駅徒歩約1分		

貸主・借主の住所氏名等			
氏名又は名称	パナテクノ株式会社	-代表取締役 松原 都博	TEL
住所	大阪市中央区日本橋1丁目13番20号		FAX
氏名又は名称	中田 英一		TEL
住所			携帯
連帯保証人			TEL

供託所等に関する説明 (法第35条の2)	
明事項	説明内容
建物取引業保証協会の名称・所在地	(公社)全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
建物取引業保証協会の事務所の名称・所在地	(公社)全国宅地建物取引業保証協会 兵庫本部 神戸市中央区北長狭通5丁目5番26号
業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

登記簿に記載された事項		
所有権に関する事項	所有権に係る権利に関する事項 (甲区) <small>(本賃貸借契約に基づく使用収益を阻害する権利のみ記載)</small>	所有権以外の権利に関する事項 (乙区)
氏名 パナテクノ株式会社	(無)	抵当権設定 (無)
住所 大阪市中央区日本橋1丁目13番20号		

法令に基づく制限の概要			
市街化区域			
建物の存する区域	土砂災害警戒区域外	津波災害警戒区域(未指定)	造成宅地防災区域外

飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況				
ちに利用可能な施設			連絡先	
水	公営	三田市	メーター (専)	水道代については、2ヶ月に1度貸主より請求があります。
電	関西電力	メーター (専)		三田営業所 TEL 0800-777-8047
ス	プロパン	メーター (専)		TEL
水	公共			水道代と同じ

設の整備に関わる特別の負担

建物賃貸借契約書

ゴミ処理についてはテナントに付産廃処理会社とご契約下さい。必ず借家人賠償責任保険に加入願います。

7. 建物の設備の整備の状況 (完成物件)

建物の設備	型式その他摘要
台所	有(1階流し台)
便所	有(1階・2階)
浴室	有(2階) 洗面有(2階)
給湯設備	無
こころ	無
冷暖房設備	無
駐車場	無
エレベーター	無 駐輪場無
後の物置については性能保証致しません。	

8. 賃料その他の授受する金銭

保証金(敷金)	(前借主様より継承されます)	賃料	月額 110,000円 (内消費税10,000円2019年10月現在)
礼金	(前借主様より継承されます)	共益費	月額 込
		媒介報酬	

借主は自己の負担にて保証会社(全保連)へ加入するものとし、契約期間中は加入することを条件とします。

9. 契約の解除に関する事項

- 借主からの賃貸借の解約はあらかじめ3ヶ月前までに貸主に書面にて申入れなければなりません。当月退去の時は翌月分の家賃を支払って頂きます。入居の時は日割り計算になりますが退去の時は月計算になります。
- 手付金納入後、賃貸契約の履行に着手するまで、賃貸人は手付金の倍額を償還し賃借人は手付金を放棄する事により本契約を解除する事ができます。
- 賃借人は下記各事項に該当する行為があったときは、賃貸人は催告の上賃貸契約を解除する事ができます。
 - 賃料を引き続き2ヶ月以上滞納したとき。
 - 賃貸人の文章による承諾を得ずして賃借物件を他に転貸譲渡又は同居させたり、増改築構造変更したとき。
 - 借主又は入居者の1人でも反社会的と認められる団体の構成員(暴力団関係者等)として警察当局の介入を生じさせる行為を行った時、又は、その恐れがある時。
 - 本契約の条項に違反した時。

10. 損害賠償の予定額又は違約金に関する事項

- 経年劣化に伴う自然消耗は貸主により修復し、故意による汚損・破損は入居の期間に関係なく借主の費用により修復し明渡す事。
- 建物に損傷与えた場合又は退去時に不要品を置くなどした場合は損害賠償の対象になります。

11. 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講じない

12. 契約の期間、賃貸借の種類及び更新に関する事項

契約期間	2019年 10月 1日 ~ 2021年 9月 30日(2年間)		
	名義変更に伴う更新契約になります。		
賃貸借の種類	普通賃貸借	更新に関する事項	お互い問題が無ければ更新できます。

13. 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	飲食店
利用の制限	上記以外の使用の時は貸主に書類にて許可もらう事。騒音及び悪臭を放つものを置く、危険物を置く事は禁ずる

14. 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の記録	調査記録無し	照会先	所有者
-------------	--------	-----	-----

15. 耐震診断の内容

建築確認通知書の交付年月日が、昭和56年5月31日以降である為説明事項より除外とします。

16. 保証金(敷金)等の清算に関する事項

借主が貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をし、明渡しを受けたときは、明渡し完了後 30 日以内に保証金(敷金)を借主に返還する。

17. 管理の委託先

氏名(商号・名称)	パナテクノ株式会社 代表取締役 松原 都博	TEL	
住所(主たる事務所の所在地)	大阪市中央区日本橋1丁目13番20号	FAX	

標記取士から取士証の提示のもとに、重要事項の説明を受け、説明書を受領しました。

住所 _____ 氏名 _____ 印

賃貸物件の名称

名称	相生町店舗	棟貸(1階・2階部分)
所在	三田市相生町21-12	
構造	木造瓦葺2階建	
床面積	90.78㎡(1階44.99㎡2階45.79㎡)	
備考	本契約時の現状のまま引渡します	

契約期間及び引渡日

契約期間	2019年 10月 1日 ~ 2021年 9月 30日(2年間)
	名義変更に伴う更新契約になります。

保証金及び敷引・礼金

保証金(敷金)	金		(前借主様より継承されます)
礼金	金		(前借主様より継承されます)

保証金(敷金)返還時期

返還時期	借主が貸主に対する一切の債務を弁済し電気、ガス、水道、等の清算をし明渡し完了後30日以内に残額を借主に返還する。
------	--

賃料、共益費、その他の費用

賃料	金	110,000円	(内消費税10,000円2019年10月現在)
共益費	金	込	
月額合計	金	110,000円	

賃料等振込先 (翌月分を前月15日までに下記にお振込下さい。振込料は借主負担になります。)

振込口座	
名義人	パナテクノ株式会社

使用目的

使用目的	飲食店
------	-----

貸与する鍵

1階	入口		裏口		物置		各2本
三田東1	入口						1本
三田東2	入口						2本

年 月 日 本鍵を紛失された場合は実費にて弁償して頂きます。

氏名 中田 英一

コ
7.
建

冷
工
8.
保
社
借
9
1.
2.
3.

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

特約条項

1. 廃棄物・業務用ゴミは借主の方で処理する事。	2. 犬、猫、等ペット類の飼育、持込を禁ずる。
3. 使用目的以外に使用しないものとする。	4. 賃料を2ヶ月以上滞納した場合解約の対象となります。
5. 退去の時は3ヶ月前に書面に連絡下さい。即時退去される時は3ヶ月分の賃料を前納することによって退去することができます。一棟貸の為、一部解約は出来ません。退去の際は一棟解約になります	
6. 看板(袖看板等表示)については別途打ち合わせの上取付ける。	
7. 物件引渡までに内装工事をする場合は事前に貸主の了解を得る事。(図面等設計図を提出の上)	
8. 騒音及び悪臭を放つものを置くこと、危険物を置く事は禁ずる。	
9. 退去の時には不用品等置いて退去しない様をお願いします。 退去時はスケルトン渡しとする。尚、貸主が了解した時は現況渡しでもよい。	
10. 営業許可及び消防等許認可事項は借主の責任と負担に於いて行うものとする。	
11. 水道代については、2ヶ月に1度貸主より請求が有ります。	12. 後の物置については性能保証致しません。
12. 保証会社加入物件につき、全保連(株)との1年毎の更新契約することを条件とします。	
13. 一棟貸の為、維持管理については借主負担とする。設備関係の修理・取替等についても全て借主負担とする。 外壁・屋根等については、自然損耗を問わず貸主・借主双方話し合いの上で負担するものとする。	
14. 名義変更に伴う更新契約書になります。保証金及び礼金は、前借主様より継承されます。	

(貸主) パナテクノ株式会社 (借主) 中田 英一 は表記記載の不動産賃貸借について賃貸借契約を締結した。その証として本契約書を2通作成し、貸主及び借主が署名捺印のうえ、各1通を所有するものとする。

2019年 10月 1日

(貸主)

住所 大阪市中央区日本橋1丁目13番20号
氏名 パナテクノ株式会社

(借主)

住所 [Redacted]
氏名 中田 英一

(連帯保証人)

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

(媒介業者)

免許証番号 [Redacted]

住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

取引士 [Redacted]
tel [Redacted]
fax [Redacted]

契約条項

賃貸借の目的物および条件

- 第1条 貸主は、借主に本物件を、現状有姿のまま表記使用目的及び条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。
② 本物件の使用・営業時間及び看板等の設置については、貸主・借主協議の上別途定めるものとする。

保証金(敷金)及び礼金

- 第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金(敷金)を支払うものとする。但し、この金員には利息をつけないものとする。
② 借主は、本契約締結と同時に、礼金を支払うものとする。

賃料及び共益費等

- 第3条 借主は、表記賃料及び共益費・管理費等を毎月末日までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。尚、支払いに必要な費用は借主の負担とする。
② 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道料金等、及び自治会費・清掃費等は借主の負担とする。
③ 契約及び解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。
(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料及び共益費等は、引渡し日をもって日割り計算とする。
(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料及び共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料の改定

- 第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、貸主、借主協議の上 賃料を改定することができる

契約期間等

- 第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主異議申立て無い場合は、同条件にて更に2年間更新することができる。
② 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその3ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、借主は翌月3ヶ月分の賃料および共益費・管理等を前納し、即時解約することができる。
③ 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、貸主は借主に対して、表記保証金(敷金)及び礼金を全額返還するものとする。

反社会的勢力の排除

- 第6条 貸主及び借主は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

物件の管理および物件内への立入

- 第 7 条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。
 ② 借主は、別に定める「使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。
 ③ 貸主またはその使用人もしくは管理者は、建物の保全・防犯・防火救護その他建物の管理上緊急の必要あるときは、借主の承諾なしに本物件に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

- 第 8 条 天災地変・風水害・火災等ならびに諸設備の故障により借主が蒙った損害およびその他貸主の責に帰すべきことができない事由あるものについては、貸主はその責を負わないものとする。
 ② 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。
 ③ 借主が、他の賃借人の行為によって蒙った損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わないものとする。
 ④ 借主は、契約締結と同時に内装工事に係る設備・備品等ならびに自己所有の動産・商品等および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険(借家人賠償責任担保特約付等)に加入するものとする。
 ⑤ 本契約は次の場合には、催促その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。
 (1) 本物件が、天災地変・風水害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になった時。
 (2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

- 第 9 条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。
 ② 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。
 (1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増築・除去または変更。
 (2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。
 (3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。
 ③ 前 1・2 項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

止事項

- 10 条 借主は、この契約上の賃借権の譲渡、権利の売買又は賃借物件の転貸をしないことは勿論、名義の如何を問わず賃借物件の一部又は全部を他人に使用させ、もしくはこれを担保に供してはならない。
 ② 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡又はこれを担保に供してはならない。

約の解除

- 11 条 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告した上で本契約を解除することができる。
 (1) 賃料及び共益費・管理費その他この契約にもとづき発生した諸債務の支払いを 2ヶ月滞納したとき。尚、保証金(敷金)をもって賃料等に充当する事は出来ない。
 (2) 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去した時。又は正当な事由なく引続き2ヶ月以上使用せず、賃借の継続をする意思がないと認められたとき。
 (3) 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
 (4) 本物件及びそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
 (5) 借主が解散・破産・民事再生等の申立をし、または申立を受けたとき、もしくは差押え強制執行等を受けたとき、もしくは借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めたとき。
 (6) 借主またはその従業員等が、反社会的勢力と目される組織に属し、もしくはこれに類する者、あるいは関係した者であることが判明したとき。
 (7) 反社会的勢力の事務所又はこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき、及び当該関係者を訪問させたとき。
 (8) 本物件を危険ドラッグ(薬事法第2条第14項に規定する指定薬物を含むもの)の販売の用に供したとき、使用したときもしくは他人に使用させたとき。
 (9) その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「使用細則」に違反したとき。あるいは借主の違反行為に対して貸主からの注意があっても改善されず、繰り返し違反行為が度重なるとき。

繕費の負担

- 12 条 借主が本物件に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等及び既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。
 ② 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(塗替え及び張替え等を含む)は借主の費用負担とする。
 ③ 前 1・2 項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。

状回復・損害賠償義務

- 13 条 借主は、本物件を退去し明渡すときは、借主の所有物の取去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならない。但し貸主が了解した場合は改装後の状態でも良いものとする。

- ② 借主が、明渡し日までに原状回復工事しない時は、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。
但し現況使用の場合経年劣化に伴う自然消耗は貸主により修復し、故意による汚損・破損は入居の期間に関係なく借主の費用により修復し明渡す事。
- ③ 借主の残置した物品・ゴミ等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれ等を任意に処分できるものとする。
これ等の撤去ならびに処分に要する費用は借主の負担とする。
- ④ 借主が、本契約の各条項に違反し貸主に損害を与えた時、又は借主の故意過失により、本物件に汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主は損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

- 第14条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえ、明渡さなければならない。
- ② 貸主は前項の債務弁済及び清算の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、保証金(敷金)を借主に返還するものとする。
但し、借主は、その返還請求権を第三者に譲渡することはできない。
 - ③ 前項において、貸主は借主に延滞賃料、諸未払金等または損害賠償金等があるときは、これらを差し引いて、その残額を返還するものとする。
 - ④ 借主は物件の明渡しに際し、前 2・3 項の返還金の他、名目にかかわらず、貸主に対して一切金員等の請求はできない。
 - ⑤ 敷金返還に於いて振込する場合には、振込料は借主負担とする。

変更の届出

- 第15条 借主は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等に変更のあったときは、直ちにその旨を書面により貸主に届けなければならない。

連帯保証

- 第16条 保証人は、賃料の支払い等本契約に基く貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。
なお、契約更新後においても同様とする。
- ② 借主は、保証人が、無資力・死亡等要件に欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の保証人を付するものとする。

延滞損害金

- 第17条 借主は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞した時は、年14.5%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

管轄裁判所に関する合意

- 第18条 本契約について、貸主・借主間に紛争が生じたときは、本物件所在地を管轄する裁判所を貸主・借主合意の裁判所とする。

協議事項

- 第19条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

使用細則

本物件(以下賃貸物件という)の土地建物及び付属施設の使用につき、下記のとおり使用細則を定める。

第1条 禁止事項

- ① 犬、猫等の動物、あるいは他の居住者に迷惑又は危害を加える恐れのある動物を飼育、持込、研究をする事。
- ② 火薬類及び基準を超える石油製品類等の危険物を持ち込んだり貯蔵する事。
- ③ 管理者の許可なく、掲示板及び共用部分に掲示する事。
- ④ 悪臭を放つものの持込み及び保管する事。
- ⑤ 指定場所以外の共用部分に自転車等の物を放置する事。
- ⑥ 共用部分の不法占拠。
- ⑦ 本賃貸物件内で、他の居住者に迷惑を及ぼす大声、会話、騒音(テレビ・ラジオ・音楽・楽器等)を出す事。
- ⑧ 占有部分を変更、改造する事。
- ⑨ トイレにトイレトーパー以外の紙、布等を流す事。
- ⑩ 公序良俗に反する行為。
- ⑪ 暴力団関係と思わしき人物を出入りさせる事。
- ⑫ 貸主に委任された代理管理会社の指示等に反する事。
- ⑬ その他、他の居住者に迷惑を及ぼしたり、不快の念を抱かせる行為。

第2条 事前承諾事項

- ① 電気 ガス電話給排水設備の新設、増設変更等。
- ② 他の入居者に影響を及ぼす恐れのある修繕工事等。
- ③ 転入の日時。

第3条 注意事項

- ① たばこの火等の火の始末は十分に注意を願います。
- ② 通常の使用によるもの以上の本物件に対する汚損、破損等(たばこの焼焦げ等)について、借主は損害賠償を受ける事が有りますので気を付けて下さい。
- ③ 近隣の方に迷惑駐車及び駐輪しない事。

上記の使用細則を誓約致します。

年 月 日

氏名

中田英一

パナテクノ(株) 御中

確 約 書 (事業用建物賃貸借)

【契約終了及び契約解除以降の残留物・動産等の処理に關します】

所 在 兵庫県三田市相生21-12

- ① 契約終了及び契約解除時点で、本件土地建物内の動産等の物品は全て撤去します。万一残留物が存在しても、契約終了及び契約解除時点から10日以内、または賃料未納発生時点から60日以内を「動産等撤去猶予期間」と定め、期限内に全ての物品を撤去し、建物を完全に明け渡すことを確約します。
- ② 契約終了及び契約解除以降は、-残留物・動産等の有無に関係なく、所有者による即時の鍵の交換を承諾します。
- ③ 「動産等撤去猶予期間」以降の残留物については、全て権利放棄しますので、以降どのように処分されても一切不服ありません。

※ 尚、残留物を廃棄物として処分された場合、処分費等については、責任をもって全額負担します。

2019年 月 日

賃借人

住所

氏名

中田英一

連帯保証人

住所

氏名

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
2		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	7,700 × 50% = 3,850円	
	案分率	
	備考	
	来客用駐車場代(5月分)	

振込・送金明細

たか 工仔 様

現在時刻 2023年5月16日 14:27

状況	当行受付完了
振込日	2023年4月29日 振込
振込先口座	[REDACTED]
振込金額 (手数料)	15,400円 (手数料0円)
受付日	2023年4月29日 受付
依頼人	たか 工仔
出金口座	[REDACTED]
受取人	たか 工仔
利用ポイント数	-
利用サービス	振込
利用端末	パソコン

三井住友銀行

駐車場使用契約書

貸主 [] 様 (以下「甲」という。)と借主 中田 英一 様 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

所在地	兵庫県三田市相生町 4260-1
名称	本町駅前モータープール
指定場所	No.5

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	登録番号
---------	------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年3月1日から 2022年2月28日までの 1年0ヶ月間
目的物件の引渡し時期	2021年3月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	月額 7,000円 (別途消費税相当額 700円)	保証金	7,700円 (賃料ヶ月)
-------------	------------------------------	-----	------------------

支払期限： 毎月末日までに 当月分・ 翌月分、を支払う

支払方法	<input type="checkbox"/> 口座振替	金融機関： []
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込み	口座番号： [] 口座名義人： 有限会社ワタセ商店 (エ) ワタセショウテン TEL： 079-562-1709
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]
管理業者	商号又は名称 有限会社ワタセ商店	
所在地	兵庫県三田市対中町12番12号	TEL 079-562-1709
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣 () 第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名 []	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 (I) 第052401号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[]
	住所	[]

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

契約期間満了時において貸主・借主双方に異議の無い場合には1年毎に賃貸借契約を同一条件で自動更新するものとする。[以下余白]

頭書(8) 特約事項

・解約月の賃料は月割精算とし、日割り清算しないものとする。[以下余白]

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が署(記)名押印の上、各自1通を保有する。

2021年2月14日

甲・貸主	氏名		
	住所		

乙・借主	氏名	中田英一	TEL	
	住所			

丙・連帯保証人	氏名	回	TEL	
	住所			
	極度額	円		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費
3		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	7,700 × 50% = 3,850円	
	案分率	
	事務員駐車場代(5月分)	
	備考 明細は4-2に添付	

(本町駅前モータープール)

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。) と借主 中田 莫一 (以下「乙」という。) は、
頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	兵庫県三田市相生町4260-1		
	名称	本町駅前モータープール	指定場所	No.6

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	車検証の写し	登録番号	車検証参照
---------	--------	------	-------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2019年9月1日 から 2020年8月31日までの (1年間)
------	------------------------------------

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	--- 月額 7,560円 (消費税額7,000円+8%を含む) ---
保証金	7,560円
支払期限: 毎月末日までに 当月分 ・ <u>翌月分</u> を支払う。	
支払方法	1. 口座振替 2. <u>振込</u> 金融機関: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: 有限会社ワタセ商店 ユ) ワタセショウテン : TEL 079-562-1709
	3. 持参 持参先:

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	有限会社ワタセ商店
	所在地・TEL	兵庫県三田市対中町12番12号 TEL 079 (562) 1709
	賃貸不動産管理業協会会員番号:	※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

(本町駅前モータープール)

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

頭書(7) 特約事項

車庫証明代が必要な場合は証明代として(10,000+消費税)が必要です。
賃料に含まれる消費税率が改定された場合改定された税率を適用します。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有す

2019年 9月

甲・貸主	氏名	[Redacted]	
	住所	[Redacted]	
	商号	TEL ()	
乙・借主 (法人の場合)	代表者名	[Redacted]	
	住所	[Redacted]	
乙・借主 (個人の場合)	氏名	仲田 莫一	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	

宅地建物取引業者	[Redacted]
宅地建物取引主任者	[Redacted]

※印は実印

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
4		共通案分率 25% それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率
		備考 携帯電話使用料(3月分)
		<p>6,122-640=5,482 5,482 × 1.1=6,030</p> <p>25,281-(220+ 160+15800+880+96)=8,125 8,125 × 1.1=8,937</p> <p>6,030+8,937=14,967 14,967 × 25%=3,741円</p>

133 1111さま

2023年5月16日 14:26
株式会社 三井住友銀行

照会口座
入金会計
出金会計



入出金明細

対象期間：2023年4月26日～2023年4月27日

日付	お取引内容	お引当出し	お預け入れ	残高
2023年4月				
4月27日	入金			
4月26日	三井住友銀行 振込	51,260 円 -		
4月26日	三井住友銀行 振込	40,653 円 -		

Web通帳(活証不発行式)の口座です。
口座のご名前は、カタカナにて表示しております。21文字以上の場合、20文字まで表示しております。

三井住友銀行

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
5		案分率
		備考

共通案分率	50%
それ以外の案分	%
案分の説明	
	6,877 × 50% = 3,438円
インターネット代(3月分)	
	明細は 4-4に 添付

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
6		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 51,260 × 50% = 25,630円
		備考	自動車リース料(4月分) 明細は4-4に添付

契約番号 [] - [] - []

申込年月日 令和2年7月17日 契約年月日

フリガナ※ ナカタ エイチ
 お名前※ 中田 英一
 ご住所※ []
 電話※ 自宅 [] 携帯※ []

お名前 [] お申込者との関係※ 妻
 連帯保証人 予定者 ※ []
 ※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

リース車両の内容

車名	ニッサン リーフ		
グレード	G		
登録	中古車(平成29年)	型式	ZAA-ZE1
オプション			
ナンバー区分	自家用ナンバー	排気量	0cc
色			
売主	表記代理店		
車両使用場所	お申込住所と同一		
事業所名		電話	
書類送付先	お申込住所		

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は車両の使用場所に送付します。
 ※預金口座へのご入金、お支払日の前日までにお願い致します。

①カード申込はご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
 ②本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
 ③カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。
 (口座振替)

重要事項の確認を必ずお願いします

リース期間満了時点の車両査定価格と右記残存価格に差額が発生した場合は差額精算となります。車両査定価格が残存価格より低い場合、差額はお客様のご負担となります。

代理店 (商品(役務)等のお問い合わせ先)

名称 株式会社マツダオートザム北神
 代表者 []
 住所 兵庫県神戸市北区有野中町1-1-21-11
 電話 078-981-5115
 担当者氏名 []

計算NO. 1111111-0107-1777

ご契約の内容 帳票管理番号: 2LJUK08P-L202

1	リース期間	車両登録日(または名義変更日)から 48ヶ月				*リース開始日・満了日は別途、納車確認書にてご通知します。		
2	月額リース料	月額リース料	46,600 円	消費税	4,660 円	①合計	51,260 円	
		ボーナス月リース料	0 円	消費税	0 円	③合計	0 円	
		ボーナス月 ()月	月額リース料合計⑤(①×②+③×④)					2,460,480 円
2	別枠リース料(頭金)	別枠リース料	0 円	消費税	0 円	⑥合計	0 円	
		お支払総額	リース料総額	2,236,800 円	消費税総額	223,680 円	お支払総額(⑤+⑥)	2,460,480 円
		支払方法	初回支払月	リース開始月の翌月(注)	初回合算回数	2 回	初回支払額	102,520 円 (消費税込)
別枠リース料は除く		注) 口座振替手続の関係上、初回支払月がリース開始月の翌々月となる場合があります。					毎月27日口座振替(丙の口座に振替)	
3	リース料に含まれる費用	<input type="checkbox"/> 登録諸費用	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税 (含まず)			<input checked="" type="checkbox"/> メンテナンスサービス		
		<input checked="" type="checkbox"/> 自動車税環境性能割	<input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (登録時のみ)					
		<input type="checkbox"/> 自動車税	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車任意保険料 (頂番7参照)			(頂番4参照)		
4	メンテナンスサービス内容	<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
		<input checked="" type="checkbox"/>						
5	残存価格	オープン・エンド契約(期間あり)	500,000円 (消費税別)	6	契約走行キロ	月間	500km	
7	特約事項							

自動車リース契約並びに保証委託契約約款

者(以下、甲という)は、別紙貸主(以下、乙という)と、第1条の条件で成立する自動車リース契約を締結し、かつ別紙保証会社(以下、丙という)と、条件で成立する保証委託契約を締結します。

契約条項]

リース契約] 1. 乙は別紙の自動車(以下、自動車という)を甲にリース(貸貸)し、甲はこれを借り受けます。2. リース契約は、甲、丙間の保証委託し、乙が所定の手続きを経て承認した時に成立するものとします。3. 甲及び乙は、リース契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。4. 甲及び乙は、乙を自動車検査証上の所有者、甲を自動車検査証上の使用者として登録することに合意します。5. リース契約は、リース契約条項及び法令に定める場合を除き第2条に定めるリース期間の途中での解除又は解約ができ

リース期間] リース期間は、別紙第1項記載のとおりとし、第1条第4項に定める自動車の登録が完了した日、又は乙が指定した日から起算します。リース料及び支払方法] 1. 甲は、別紙第2項のリース料及び消費税法の税率に基づく消費税並びに地方消費税(以下、消費税等額という)を乙に支払う。2. リース料の支払方法は、別紙第2項に定めたとおりとします。3. リース料には別紙第3項の費用が含まれます。4. 甲は、リース期間中、理由を問わず、乙に対するリース料その他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることはできないものとします。5. 甲が第9条によるメサ一バをを受けなかったときも、乙は、リース料の減額又は返還をしません。

自動車の納入・引渡し] 1. 乙は、自ら又は別紙代理店もしくは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。2. 甲は、自動車の納入を受けながら自動車点検し、自動車の規格、仕様、品質、性能等(以下これを総称して性能等という)に不適合がないことを確認します。3. 乙は、甲に対し、引渡を交付し、甲が納車確認書を受領した日から14日以内に書面に於いて異議を申立てない場合、乙から甲へ完全な状態で自動車の引渡があったものとみなす。尚、甲が乙又は別紙代理店もしくは乙が指定する者に別紙売主所定の車両受領書を交付したときも、同様に、乙から甲への自動車の引渡があったとみなす。4. 甲が自動車点検する際に自動車の性能等の不適合を発見したときは、甲は直ちにその旨を書面に乙に通知するものとし、甲がこれを受けたとき、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の行為、輸送機関の事故、登録の遅延、売主の引渡しの遅延、その他乙の責に帰せしめられる事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙の責任を負担します。6. 甲が前項の理由なく自動車の引渡しを受けなかったときを拒み、又は甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができない、乙は何らの催告なく本契約を解除することができるものとします。

自動車の性能等の不適合] 1. 自動車の性能等の不適合があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、自動車の性能等の不適合に対する修理等の履行、自動車の性能等の不適合に起因する損害の賠償の責任は負わないものとします。2. 引渡し時に発見された自動車の性能等の不適合及び引渡し後に発見された自動車の性能等の不適合について、甲は売主にに対して修理、整備等の履行、自動車の性能等の不適合に起因する損害が生じたときはその損害の賠償を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従います。尚、乙は、甲の発する請求権行使のために乙が必要と認める範囲内でこれに協力します。3. 前各項の修理等の履行、又は損害の賠償を請求する場合においても、甲はその他リース契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることやリース契約の変更又は解除はできません。

自動車の使用・保管等] 1. 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管とは、法令及び官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及び整備手帳(メンテナンスノート)の指示事項を遵守します。2. 甲は、自動車の引渡の際に車上にある本紙の位置及び保管場所にて自動車を使用・保管します。3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう運行前点検及び目視・整備並びに法令に基づく継続検査を受け等、自動車の維持管理を行います。4. 甲は、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず、5. 費用を負担します。又、自動車が修復不能な場合は、第14条の規定に従います。5. 甲は、前各項のために要した一切の費用について、リース料に含まるべき費用を負担します。6. 乙又は乙の指定する者は、自動車の保管場所等に立ち入り、自動車の現況及び使用、保管の状況を確認することができ甲は、乙が自動車の現況及び使用、保管の状況について説明・資料の提供等の申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。7. 甲は、乙から乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申し入れがあった場合は、異議なくこれに応じます。8. 甲は、自動車を競争目的で使用する場合は、又は異議の残留等によって自動車の価値の低下を招く恐れのある地域もしくは用途に使用する場合は、事前に乙の書面による承諾を得るものとします。尚、直にに対するこの承諾は甲の清算業務に何らの影響も与えないものとし、別紙第6項の残存価格がクロスド・エンド契約(精算なし)の場合においても、由により自動車の価値が減少した場合には甲は乙に損害を賠償するものとします。

(自動車の登録等) 1. 甲は、乙が登録情報情報制度等、国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用することについて、異議がないことをあらかじめ確認します。2. 乙において、商号変更、住所変更、又は合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲はあらかじめ承諾と共に、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。又、これらの手続きに関連して甲にて対応する事項が有る場合は、これに協力します。

(メンテナンスサービス) 1. リース料にメンテナンスサービスが含まれる場合には、乙は甲に対して、乙の指定する整備工場(以下、指定工場という)別紙第4項の〇印を付した項目の範囲内で別紙第6項記載の契約走行キロ数(以下、契約走行キロ数という)を基準としたメンテナンスサービスを提供しながら行う費用は、別紙第2項のリース料に含まれるため、甲は、この費用を負担する必要はありません。2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する場合には、メンテナンスサービスの範囲外とし、その費用は甲の負担とします。(1) 甲の故意、過失又は契約違反に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。尚、甲が、法令で定められた点検整備及びリース契約に含まれるメンテナンスサービスの全部又は一部を受けなかったことにより、自動車が不具合な場合の修理は、甲の過失に起因する修理とみなします。(2) 天災地変その他の不可抗力に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。(3) 法令又は乙の指示、指導に基づき自動車の修理、改造、部品の交換、取付。(4) 指定工場以外で、乙又は指定工場の承諾なくに行なった別紙第4項に定めるメンテナンスサービス。(5) 甲の過失による損傷等における別紙第3項に定める自動車保険契約の保険金又はメンテナンスサービスの車両保険免責特約で償還されない修理費用(保険対象外及び保険金超過)。(6) 管、振動その他自動車の機能に影響のない感覚的な事象の整備又は修理費用。(7) 自動車を使用できないよう発生する休業補償、商業損失等の損失。(8) 日常点検費用、洗車費用等のメンテナンスサービスの費用。(9) 特装車両の架装・装置品の修理、取付。(10) 甲が契約走行キロ数を超過したことにより発生した追加補修・メンテナンス等の費用。(11) 前各号のほか、別紙第4項記載のメンテナンスサービス別の費用。3. 乙は、甲の都合により法令に定める自動車の継続検査を早期に行った場合においても、第2条のリース期間中に通常行うべき継続検査の回数を経て継続検査を行います。4. 第2項第4項の規定にかかわらず、甲は、緊急やむを得ない場合又は指定工場が相当と認めた場合には、乙又は指定工場に承諾を得て他の整備工場から自動車のメンテナンスサービスを受けることができま。5. 甲が、メンテナンスサービスを受けたときは、甲は、指定工場専らメンテナンスサービスを受けられる場所及び日時等につき指定工場と協議の上決定するものとします。6. 甲が軽用した場合は、指定工場によるメンテナンスサービスの提供が困難と乙が認めた場合、乙は甲に対して代替の整備工場を指定するものとします。7. 前項に関わらず、乙が地域等により代替の整備工場を指定する場合は、乙は本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更することができるとし、甲は予めこれを承諾します。8. 前項により乙が指定できない場合には、乙は本契約をメンテナンスサービスを含まない契約へ変更する場合には、別紙第2項のリース料を乙所定の計算方法により、メンテナンスサービス費用相当額を減額してリース料とするものとします。尚、変更前のメンテナンスサービス費用相当額については、理由の如何を問わず返金しないものとします。9. 甲が、自動車検査証を提出する場において、指定工場が保安基準適合証の交付に代えて、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法に

第9条(車検拒否制度)にかかわる警察等への確認に関する同意) 1. 甲は指定工場が自動車の継続検査等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するために、一般社団法人日本自動車整備協会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことにあらかじめ同意します。又、インターネット照会の結果、指定工場が都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に自署又は押印します。2. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が再延又は不能な場合も乙は一切の責任を負いません。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」を再取得にかかわる乙の費用は甲が負担します。

第10条(代車の提供) 1. 別紙第4項記載のフレームメンテナンスに限り、第8条のメンテナンスサービスとして行なう継続検査、決定点検、定期点検、故障修理等に指定工場入庫後3日以上を要する場合には、乙は甲の要求に基づき3日を目り、乙又は指定工場に選定する代車(以下、代車という)を甲は無償で貸渡します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。2. 前項にかかわらず、別紙第4項記載のメンテナンスサービス内容に代車を提供フリー特約が含まれる場合には、乙は甲の要求に基づき、指定工場入庫時から、代車を甲に貸渡します。甲は、代車が別紙の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。3. 甲は、前各項により提供を受けた代車の使用、保管については、別紙の自動車と同等の管理を行います。4. 本条の代車にてあらかじめこれを承諾し、甲は、前各項により提供を受けた代車の使用、保管については、別紙の自動車と同等の管理を行います。又、万一保険事故が発生し、代車の保険契約により償還されない損害が生じたときは、甲がその全額を負担します。甲は、代車の使用中に、当該契約に關し道路法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る罰金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙又は乙の委託により代車を提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。6. 甲が代車の使用中に違法駐車をしたことにより、乙提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。6. 甲が代車の使用中に違法駐車をしたことにより、乙提供した者が警察等から代車を提供した者が道路交通法の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は、代車の引取りに要した費用等を負担した場合には、甲は乙に対して放置違反金相当額及び乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちに乙の金額を支払うものとします。7. 甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙又は乙の委託により代車を提供した者が、代車を警察から引き取る場合があることをあらかじめ承諾します。

第11条(契約月間走行キロ数) 1. 自動車の契約月間走行キロ数は、別紙第6項に定めたとおりとします。2. 甲が乙に自動車を返した際、前項の契約走行キロ数を超過した場合、甲はリース契約が終了した時点における超過走行距離1kmにつき15円(税別)の超過精算金を負担します。3. 第1項の契約走行キロ数を超過したことにより、乙が追加補修・メンテナンス等を行った場合又は自動車の価値の減少等の損害を被った場合には、甲はその補修費用及び損害額を乙に支払います。4. 返還された時点の自動車の突走行キロ数の月間平均が、契約走行キロ数に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙にリース料の精算等を請求することはできません。5. 別紙第7項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合は、第2項及び第3項を適用しないものとします。

第12条(第三者に対する責任) 次の各号に定める損害が生じたときは、甲は乙を乙の責任を負うものとします。乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求が有り次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。(1) 甲による自動車又はメンテナンスサービスの代車の使用・保管に起因して第三者に対し、人的又は物的損害(盗難にあった自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む)が発生した場合。(2) 甲がリース契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第13条(禁止行為等) 1. 甲は、リース契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙又はその承継人に対して有する債権とを相殺できません。2. 甲は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保等に差入れたり、その他、乙の所有権を侵害するよう行為をしません。3. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ない限り、次の各号の行為ができません。(1) 自動車の改造、構造変更等を行い、又は自動車を特別仕様品、換装品に改造する等、自動車の現状を変更すること。(2) 自動車検査証の記載を改変し、又は自動車の用途、使用の本態の位置、保管場所等を変更すること。4. 自動車に盗難又は貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、全て無償で乙に帰属します。5. 第三者が自動車についての権利を主張し、又は保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するおそれが生じた場合には、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事情を直ちに書面に乙に報告し、甲は、乙の支払ったリース料の全額を返還し、乙の権利を保全するため必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った全ての費用(口座振替再振替料、報告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用及びその弁護士費用並びに処分までの保管費用等)を負担します。7. 甲は、日本国内でののみ自動車を使用するものとす、日本国外に自動車を持ち出すことはできないものとします。

第14条(自動車の滅失・損傷等) 1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、滅失、損傷等については一切の危険は、すべて甲が負担します。2. 詐称、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出します。3. 自動車に盗難、滅失(所有権の侵害を含む)又は修理不能の損傷を受けた場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害金として、別紙第6項の残存価格がオープン・エンド契約(精算あり)の場合はリース料の残額と残存価格及び使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等(以下、リサイクル料金等という)の合計額から別紙第3項の自動車を任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結した上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本を任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結した上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本又は写しを保管します。但し、リース料に自動車任意保険料が含まれない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車任意保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙から保険証券の写しを求められた場合、甲は速やかに乙に提出します。3. 保険で補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)は、一切甲が負担します。4. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第15条(保険契約) 1. 乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれる場合は、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。但し、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれない場合は、甲はリース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結するものとし、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出します。2. 乙は、自動車について、別紙第3項により、リース料に自動車任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結した上、リース期間中これを継続し、乙は保険証券の原本を任意保険料が含まれる場合は、別紙第3項の自動車任意保険料が含まれない場合は、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車任意保険契約を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙から保険証券の写しを求められた場合、甲は速やかに乙に提出します。3. 保険で補填されない損害(保険適用外、保険金額超過、保険免責等)は、一切甲が負担します。4. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第16条(事故処理) 1. 事故発生の場合、甲又は自動車の運転者は、道路交通法第12条に基づき、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救急措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届出ます。2. 前項の場合、甲又は自動車の運転者は、直ちにその旨を書面にて乙及び保険会社(以下、乙)に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。3. 事故の処置にあつては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き自主的に解決を図るものとし、乙又は保険会社に不利な内容を第三者との間に締結しません。尚、その際、乙又は保険会社の援助を要する場合には、乙は保険会社と連絡し乙が認める範囲内でこれに協力します。4. 事故解決にあつて、甲及び乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

第17条(自動車の返還) 1. リース契約がリース期間の満了、契約解除その他の事由により終了したときは、甲は、直ちに自動車を乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。2. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までにリース契約に定めたリース料相当額(1ヶ月未満は1ヶ月として計算)を支払うとともに、この契約の諸条項に従います。3. 返還された自動車が自然の減耗・損耗及び第13条第3項によって乙が承諾したものを除き、甲は自車を原状に修復(カーナビゲーションシステムその他情報機器に登録されている情報の消去を含む)した上で乙に返還します。甲が自動車を原状に修復せず乙に返還した場合は、乙は甲にその修復に要する費用を請求し、甲は直ちに乙に支払います。4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙又は乙の指定する者は通知、警告なしに自動車をその所在地から引き上げることができるとし、甲はこれを妨害したり、拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引き上げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。

誓約書

令和2年(2020年)8月25日に締結した事務所使用調査
研究用自動車のリース契約は、リース契約満了時(令和6年
8月24日)に設定残価にて返却するものであり、その時点で
返金などは発生しないことを誓約致します。

令和2年9月1日

兵庫県議会議員 中田英一

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理 番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
7		案分率	共通案分率 50% それ以外の案分 % 案分の説明 12,870 × 50% = 6,435円
		備考	自動車充電代(2月分)



ご利用代金明細書

1 / 8 ページ

中田 英一 様



明細書作成日
2023年3月22日

TEL: 0120-020120
03-6625-9100

前回締め日金額	お支払い/ご入金・ 調整金額	新規ご利用金額 (含利息)	今回締め日金額	今回ご請求金額 (円)
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

今回締め日時点での
ご利用残高の金額

お支払日
2023年4月10日

明細書作成対象期間 2023年2月23日から2023年3月22日まで

当月分のご請求額は決済日の前営業日までに口座にご用意下さい。

ご利用明細 ご利用金額(外貨) ご利用金額(円)

お支払い金額内容

3月10日	前回分口座振替金額	[Redacted]
お支払い金額合計		[Redacted]
お支払い/ご入金・調整金額合計		[Redacted]

今月ご利用額 中田 英一 様

2月8日	神戸公社 ETC 通常料金	100
入: 大沢料金所 (一部: 神戸市道路)		
出: 大沢料金所 (一部: 神戸市道路)		
2月8日	神戸公社 ETC 通常料金	150
入: 柳谷料金所 (合併: 神戸市道路)		
出: 柳谷料金所 (合併: 神戸市道路)		
2月8日	ETC 阪神高速道路 大阪管理部	900
入: 二宮入 : 阪神高速道路		
出: 西宮山口南東行出: 阪神高速道路		

発行

¥2,050

4-16

ご請求金額	[Redacted]
決済日	[Redacted]
決済金融機関	[Redacted]
口座番号	[Redacted]

住所、電話番号等の
変更は、本明細書の
右上にあるメンバー
シップ・サービス・
センターまでお電話
下さい。

尚、銀行振込の場合
には振込人氏名欄に
会員番号とお名前を
必ずご記入下さい。



上記金額にてご指定の
金融機関口座より自動
引き落としさせていた
だきます。

中田 英一

様



ご利用代金明細書

3 / 8 ページ

中田 英一 様



明細書作成日
2023年3月22日

ご利用明細 ご利用金額(外貨) ご利用金額(円)

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]



ご利用代金明細書

4 / 8 ページ

中田 英一 様

会員番号



明細書作成日

2023年3月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[Redacted]		[Redacted]



ご利用代金明細書

中田 英一 様



明細書作成日
2023年3月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)



ご利用代金明細書

6 / 8 ページ

中田 英一 様



明細書作成日
2023年3月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]
[Redacted]		[Redacted]



ご利用代金明細書

7 / 8 ページ

中田 英一 様

会員番号

明細書作成日

2023年3月22日

ご利用明細	ご利用金額(外貨)	ご利用金額(円)
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
3月10日 4-7	日産 ZESP3 神奈川県 横浜市神奈川区 通信販売/EC	12,870
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
中田 英一 様 今月ご利用額合計		[Redacted]
その他のご請求分		[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
その他のご請求分合計		[Redacted]
今回ご利用・ご請求金額合計		[Redacted]

ご利用明細

(2023年2月1日～2023年2月28日)

日産自動車株式会社

発行日：2023年3月15日

ナカタ エイチ様

ご利用年月	2023年2月分
合計(税込)	¥12,870

料金内訳	金額
▼基本料金	
(内訳)	
基本料金	¥4,500
小計	¥4,500
▼充電料金	
(内訳)	
急速充電分	¥13,200
急速充電割引分	¥6,000
普通充電分	¥0
小計	¥7,200
消費税	¥1,170
合計(税込)	¥12,870

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目		
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
8		共通案分率 50%	
		それ以外の案分 %	
	案分率	案分の説明 54,000 × 50% = 27,000円	
		備考	事務所連絡職員人件費 (3月分)

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 5 年 3 月分		氏名						
日	曜日	祝日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	水		10:00	16:00		6:00		
2	木							
3	金							
4	土							
5	日							
6	月		10:00	16:00		6:00		
7	火							
8	水		10:00	16:00		6:00		
9	木							
10	金							
11	土							
12	日							
13	月		10:00	16:00		6:00		
14	火							
15	水		10:00	16:00		6:00		
16	木							
17	金							
18	土							
19	日							
20	月		10:00	16:00		6:00		
21	火	祝						
22	水		10:00	16:00		6:00		
23	木							
24	金							
25	土							
26	日							
27	月		10:00	16:00		6:00		
28	火							
29	水		10:00	16:00		6:00		
30	木							
31	金							
計				(A)		54:00		(B)

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 中田 英一



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	54:00 × 単価	1,000	=	54,000 円(C)
①月額の場合			支給額	=	円(C)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価		=	円(D)
③総支給額				(C)+(D)	54,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E)- (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 54,000 円(F)

¥ 54,000 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 5 年 4 月 20 日

住所



氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(E)	54,000 × 案分率	50%	=	27,000 円(G)
○保険料等雇用主負担額	総額	× 案分率		=	円(H)
○政務活動費充当額の計			(G)+(H)	=	27,000 円

(添付様式8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	三田市相生町21番12号	
仕事内容	事務等	
就業時間 (休憩時間)	<u>午前</u> ・ 午後10時00分から 午前 ・ <u>午後</u> 16時00分まで (休憩時間は、 時 分から 時 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与(賃金)	月額 , 円 (時給950円)	
給与支払	毎月分を20日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
令和4年4月1日		
雇 用 者	兵庫県議会議員 中田英一	
被雇用者		

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目					
9	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費					
		<table border="1"><tr><td data-bbox="997 533 1050 907" rowspan="3">案分率</td><td data-bbox="1050 533 1350 584">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1050 584 1350 636">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="1050 636 1350 907">案分の説明 63,500 × 50% = 31,750円</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明 63,500 × 50% = 31,750円
案分率		共通案分率 50%				
	それ以外の案分 %					
	案分の説明 63,500 × 50% = 31,750円					
		<table border="1"><tr><td data-bbox="997 907 1050 2123">備考</td><td data-bbox="1050 907 1350 2123">事務所連絡職員人件費 (3月分)</td></tr></table>	備考	事務所連絡職員人件費 (3月分)		
備考	事務所連絡職員人件費 (3月分)					

(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

令和 5 年 3 月分 氏名 [Redacted]

日	曜日	祝日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	水								
2	木		10:00	16:00		6:00			
3	金		10:00	16:00		6:00			
4	土								
5	日								
6	月								
7	火		10:00	13:00		3:00			
8	水								
9	木		10:00	15:30		5:30			
10	金		10:00	15:30		5:30			
11	土								
12	日								
13	月								
14	火		10:00	15:30		5:30			
15	水								
16	木		10:00	15:30		5:30			
17	金		10:00	15:30		5:30			
18	土								
19	日								
20	月								
21	火	祝							
22	水								
23	木		10:00	15:30		5:30			
24	金		9:30	15:30		6:00			
25	土								
26	日								
27	月								
28	火		10:00	12:00		2:00			
29	水								
30	木		10:00	12:00		2:00			
31	金		10:00	15:30		5:30			
計					(A)	63:30		(B)	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 中田 英一



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	63:30 × 単価	1,000	=	63,500 円(C)
①'月額の場合			支給額	=	円(C)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価		=	円(D)
③総支給額			(C)+(D)	=	63,500 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E)-	(所得税・住民税、保険料本人負担額)	=	63,500 円(F)
------	--------------------	---	-------------

¥ 63,500 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 5 年 4 月 20 日

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(E)	63,500 × 案分率	50%	=	31,750 円(G)
○保険料等雇用主負担額	総額	× 案分率		=	円(H)
○政務活動費充当額の計			(G)+(H)	=	31,750 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで	
雇用形態	正規職員 ・ <u>パートタイム</u> ・ その他	
就業場所	三田市相生町 21 番 12 号	
仕事内容	事務等	
就業時間 (休憩時間)	<u>午前</u> ・ 午後 10 時 00 分から 午前 ・ <u>午後</u> 16 時 00 分まで (休憩時間は、 時 分から 時 分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与 (賃金)	月額 , 円 (時給 950 円)	
給与支払	毎月分を 20 日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。		
令和 4 年 4 月 1 日		
雇用者	兵庫県議会議員 中田英一	●
被雇用者		●

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目						
10	調査研究費・研修費・ 会議費 ・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費						
		<table border="1"><tr><td data-bbox="997 533 1050 907" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1050 533 1355 584">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1050 584 1355 636">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td data-bbox="997 907 1050 958">案分の説明</td><td data-bbox="1050 907 1355 958">2,338 × 50% = 1,169円</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明	2,338 × 50% = 1,169円
案分率		共通案分率 50%					
	それ以外の案分 %						
案分の説明	2,338 × 50% = 1,169円						
		<table border="1"><tr><td data-bbox="997 907 1050 2123">備考</td><td data-bbox="1050 907 1355 2123">ZOOM使用料(3月分)</td></tr></table>	備考	ZOOM使用料(3月分)			
備考	ZOOM使用料(3月分)						

三井住友カード

2023年4月10日のお支払い明細

2023年3月25日 発行

お名前	中田 英一 様	金融機関	[REDACTED]
お支払い日	2023年4月10日 (月)	支店	[REDACTED]
お支払い合計額	[REDACTED]	科目	[REDACTED]
カード名称/ お問合せ番号/ 加入・切替日	2020年10月23日		

お客さまの個人情報保護のため、会員番号を非表示としております。
お問い合わせの際はカード番号をご準備のうえ、お問い合わせください。

1/1ページ





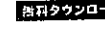
ご利用日	ご利用店名	ご利用 金額	支払 区分	今回 回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備 考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
中田 英一 様 ご利用分	[REDACTED]									
#	[REDACTED]									
#	23/03/02 ZOOM.US 888-799-9666 (SAN JOSE)	2,338	1	1	2,338	2338.00	JPY	1.0000	03 03	
	<お支払金額総合計>				[REDACTED]					

1/1ページ

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
11	<p>調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費</p> <div data-bbox="327 1064 742 1870"><p>お問い合わせはこちら▶ </p><p>シャボン</p><p>【領収証】 </p><p>ご利用いただき、ありがとうございます 三田本町店 079-559-0033</p><p>2023年04月18日(火)12:40 印0002</p><p>責No00719167 コピー用紙A4 ¥327 合計/ 1点 ¥327 (10%税 対象 ¥327) (10%税 ¥29) (税合計 ¥29) お預り ¥500 お釣り ¥173</p><p>商品の返品・交換は7日以内です お客様相談フリーダイヤル TEL 0120-921-771(10:00-19:00) *印は軽減税率(8%)適用商品です</p><p>歩くだけで貯まる </p><p>スキサポ walk </p><p>初回ログインクーポンあり!</p><p><small>*まいご賞品に応じてスキサポマイルが貯まります。 貯まったスキサポマイルはスキポイントに交換いただけます。</small> </p><p>レシートNo4803 店No08524</p></div>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明 コピー用紙 327× 50%=163円</p> <p>案分率</p> <p>備考 消耗品購入費(コピー用紙)</p>

この領収書は
「兵庫県議会議員
中田英一」
宛のものである

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目												
12	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費												
		<table border="1"><tr><td data-bbox="995 533 1050 907" rowspan="2">案分率</td><td data-bbox="1050 533 1350 584">共通案分率 50%</td></tr><tr><td data-bbox="1050 584 1350 636">それ以外の案分 %</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1050 636 1350 687">案分の説明</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1050 687 1350 739">コクヨレターケース</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1050 739 1350 790">ツール 6,267×</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1050 790 1350 842">50%=3,133円</td></tr></table>	案分率	共通案分率 50%	それ以外の案分 %	案分の説明		コクヨレターケース		ツール 6,267×		50%=3,133円	
案分率		共通案分率 50%											
	それ以外の案分 %												
案分の説明													
コクヨレターケース													
ツール 6,267×													
50%=3,133円													
		<table border="1"><tr><td data-bbox="995 907 1050 2116" rowspan="2">備考</td><td data-bbox="1050 907 1350 974">事務用品購入費(レターケース)</td></tr><tr><td data-bbox="1050 974 1350 2116"></td></tr></table>	備考	事務用品購入費(レターケース)									
備考		事務用品購入費(レターケース)											

注文番号 papyruscompany-10086778

注文日 2023-04-22

発行日 2023-05-12

領 収 書

中田 英一 様



YAHOOショッピング
文具屋さん

合計 6,460

送料・手数料 0

クーポン・ポイント等 ▲ 193

決済方法 PayPay残高払い

〒650-0001
兵庫県神戸市中央区加納町4-3-17
株式会社パピルスカンパニー

金額 ¥6,267.-

10%対象(税込) 6,267

商品代として

商品名	数量	単価	消費税率	小計
コクヨレターケーススチール引き出しタイプ A4縦 片引き7段 LC-7M	1	6,460	10%	6,460

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・ 会議費 ・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
13		共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 別添活動報告書のとおり、全て政務活動にかかるものであるため 30,000 × 100% = 30,000円
		備考 会議参加費(北摂情報文化懇話会会費)

振込・送金明細

カクエ伊存様

現在時刻 2023年4月20日 11:43

状況	当行受付完了
振込日	2023年4月18日 振込
振込先口座	[REDACTED]
振込金額 (手数料)	30,000円 (手数料0円)
受付日	2023年4月18日 受付
依頼人	カクエ伊存
出金口座	[REDACTED]
受取人	株式会社カクエ伊存 [REDACTED]
利用ポイント数	-
利用サービス	振込
利用端末	パソコン

三井住友銀行



北摂情報文化懇話会の皆様へ

令和5年度前期会費納入のお願い

謹啓 早春の候、会員の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、2023年度前期（4月－9月）会費納入のお願いをする時期となりました。

6カ月分前納で3万円となっております。

・ [Redacted]

名義 ・ 北摂情報文化懇話会 [Redacted]

・ [Redacted]

名義 ・ 北摂情報文化懇話会 [Redacted]

以上にお振込いただくか、同封の郵便局の口座 （振込手数料無料） をご利用ください。

お手数ですが、4月末日 までに納入いただきますよう、よろしく
お願い申し上げます。

謹白

北摂情報文化懇話会事務局
TEL 079-563-2256
FAX 079-563-2286

活動報告書

※政務活動費の透明性確保の観点から可能な限り具体的に記載すること

議員名	中田 英一
-----	-------

活動名	北摂情報文化懇話会 令和5年度前期会費				
活動概要	<p>日時：2023年4月18日</p> <p>内容：北摂情報文化懇話会への前期会費（令和5年4月～令和5年9月）月例会で政治、経済、歴史、文化など様々な分野の専門家を迎えて講演会を開催。三田・北摂地域の各界の方々に役立つ情報を届けながら、会員の親睦を図る。</p> <p>案分率：内容はすべて政務活動費である。</p>				
経費	領収書No	項目・内容	支出額	案分率(%)	政務活動費 充当金額
	4 - 13	会議参加費(北摂情報文化懇話会会費)	30,000	100	30,000
	-				
	-				
	-				
		合 計	30,000		30,000
備考					

*この様式は、「視察・調査活動」、「要請陳情活動」、「県政報告会・要望会等会議の開催」、「研修会への参加」、「意見交換会への参加」、「業務の委託」、「広報紙・誌の発行」を行った場合等、政務活動費を使用した全ての活動について作成する。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
14		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	
	案分率	Lenovo IdeaCenter5iGen8 $149,820 \times 50\% = 74,910$ 円
	備考	備品購入費(Lenovo PC)



JACCS分割払いで、月額1,000円からPC購入できる！詳しくはこちら



マイアカウント > 注文履歴 > ご注文詳細 4642562357

ご注文詳細 4642562357

ご注文情報

注文番号 4642562357
ご注文日 2023/04/17
ご注文者名 中田 英一様
店舗名 レノボ・ショッピングストア
ご購入合計金額(税込) ¥171,800
配送: 標準配送; 指定なし(指定なし)

請求書をダウンロード

ご注文概要

小計(税込):
Eクーポン割引:
Eクーポンコード:
送料

ご購入合計金額(税込)

割引額


よくあるご質問

返品

出荷情報

お届け先情報・配送方法 6691526 兵庫県 三田市 相生町21-12

内容 (2)

製品画像	製品名 (製品番号)	個数	単価 (税込)	小計	注文ステータス
	Lenovo C27q-30 (スタンダード / WQHD・VA / 27") [Redacted]	1	¥21,980	¥21,980	配達済み



Lenovo IdeaCentre 5i Gen 8 - グレー

1

¥149,820

¥149,820

配達済み

製品仕様を見る

互換性のある周辺機器を探す

お得なメルマガ登録用Eメールアドレス

メール



国・地域を選択



JAPAN



Lenovoについて

ショッピング

サポート

リソース

ポートフォリオ

Lenovoについて

ノートパソコン&ウル

重要情報

お問い合わせ先一覧

ThinkPadシリーズ

(添付様式5)

【ひょうご県民連合】

【中田 英一】

備品台帳

備品番号	年度	会計帳簿番号	摘要 【上段】品目(品名又は型番) 【下段】使用目的等を記載	取得		処分		10万円以上の備品について			
				年月日	税込価格	年月日	処分理由	耐用年数経過日	充当上限額	購入任期充当額	翌任期充当額
1	R1	3-42	デスクトップPC(ASUS Z220ICUK-GC082X)【使用目的】事務所用	R2.3.31	67,050 円						
2	R2	10-16	加湿空気清浄機(シャープ KI-JP100W)【使用目的】事務所用	R2.9.16	84,610 円						
3	R2	1-17	ファクシミリ・プリンター(MFC-J998DN ブラザー)【使用目的】事務所用	R3.1.8	37,180 円						
4	R2	3-15	キーボード(ipad pro(第4世代)用 magic keyboard)	R3.3.28	42,320 円						
5	R3	8-21	アクションカメラ(gopro HERO9)【使用目的】事務所用(政務活動記録用)	R3.8.22	49,000 円						
6	R5	4-14	Lenovo IdeaCentre 5i Gen8 グレー【使用目的】事務所用	R5.4.17	149,820 円			R9.4.16	74,910 円	74,910 円	

※年度の最初の支出報告書に、使用中の備品を全て記載し添付してください(年度中に処分された備品についても記載すること)

※備品は購入単価(税込)が1件3万円以上の物品とします。

※購入単価が10万円以上の備品は充当できません(ただし、パソコンは上限15万円)。

※購入総額は、1年度に上限30万円です。購入総額30万円を超える備品購入に政務活動費は充当できません。

※保管場所を明らかにし、現物確認ができる状態としてください。

※10万円以上のスマートフォン等については、上限額及び購入価格を二段書きで記載してください

※耐用年数経過日には、購入日から起算し、耐用年数が満了する日を記載してください(パソコンの場合、耐用年数は4年)

※今任期充当額には、耐用年数による案分を行った今任期中に充当される金額を記載してください。

※翌任期充当額には、今任期充当額を差し引いた残額を記載してください。

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(ひょうご県民連合)

(中田 英一)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
15		共通案分率 50%
		それ以外の案分 %
	案分の説明	案分率
	Lenovo G27q-30	21,980 × 50% = 10,990円
	備品購入費(Lenovo モニター)	備考
	領収証は4-14に添付	

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)
(ひょうご県民連合)
(中田 英一)

整理番号	使 途 項 目		
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
16		案分率	共通案分率 % それ以外の案分 100% 案分の説明 別添活動報告書のとおり、全て政務活動にかかるものであるため $2,050 \times 100\% = 2,050$ 円
		備考	有料道路料金 明細は4-7に 添付

(添付様式 7-2)



活動報告書（登庁調査）

議員名	中田 英一
-----	-------

令和5年4月分

日付	整理番号	主な活動概要	充当額	備考 (添付資料)
2月8日	16	控室にて資料整理	2,050 円	

※県庁における政務活動の場合は、本様式により作成できます。